神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

アメリカにおける放射線被曝労働者の救済(1)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 1999-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 品田, 充儀, Shinada, Mitsugi メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1619

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

アメリカにおける
放射線被曝労働者の救済（1）

品　田　充　儀

序　章　はじめに
　1．本稿の目的
　2．問題の所在
第1章　プライス・アンダーソン法の制定経緯
　1．プライス・アンダーソン法の誕生
　2．プライス・アンダーソン修正法への移行
　3．プライス・アンダーソン法の欠陥
第2章　プライス・アンダーソン法の法理
　1．賠償金の確保策
　2．「原子力による異常な事態」の決定
　3．抗弁権放棄条項の効果（以上，本稿）

第3章　プライス・アンダーソン法による労働者救済の可能性
第4章　州法による労働者救済の可能性
　1．普通法上の訴訟による救済
　2．州法による救済の限界
第5章　労働者災害補償法による被曝労働者の救済
　1．アメリカ労働者災害補償法における職業病補償
　2．放射線被曝に対する労災補償法制の対応
終　章　わが国における被曝労働者への補償問題

序章　はじめに

1．本稿の目的

1999年9月30日に発生した東海村臨界事故により，原子力災害に対する認識がにわかに高まっている。国内最悪の事故は，関係者および救急隊員等だけで69人の被曝者を出し，近隣住民についても当初から120名が被曝登録を

受けるという事態に至った。[1] この事故は，チェルノブイリ事故が，決して対岸の火事ではないことを証明したといえるかもしれない。今回の原子力事故の問題は，その事業許可要件，事故防止基準，緊急時の対策，被害の拡大防止など多様な問題を提起した。すでに，国はこれら問題について様々な観点からの本格的な検討をはじめているが，その中には，事故後の補償問題も含まれる。わが国の原子力損害賠償法は1961年に制定されて以来，事業者数の増大に伴いその賠償措置額の引き上げを実現してきた[2]が，今回の事故により，さらに賠償措置額の引き上げや損害の概念の見直しなどが進むことも予想される。

原子力事故は，人的損害のほか，物的損害，経済的損害などをもたらす可能性があり，その補償・賠償問題は複雑なものとなりうる。特に，事故後も長期にわたって発生する可能性のある環境被害や心理的な影響は，損害の評価や因果関係など困難な法的問題を突きつけることとなる。しかしながら，その被害として最も深刻な問題が，人の生命や身体に対する影響であることは，他の災害と変わるところはない。そして，多くの場合，そうした人的損害を被る第一の犠牲者は，当該施設において働く労働者となる。そこで，本稿は，原子力事業に従事する労働者の人的損害に対する補償制度について，アメリカの事例を参考として研究するものである。いうまでもなく，労働者がその労働の過程において被った人的損害は，労働災害補償制度の対象となる。原子力事業労働者においてもその例外ではなく，人的損害が原子力事業の業務に従事中に，これに起因して発生したものであれば，補償対象となる。そして，この点は，アメリカにおいても日本においても基本的には変わるところはない。しかし，原子力事業の場合には，放射線障害という疾病の特殊性や一般の公衆被害に対する賠償問題との関係など，労働者の被害に対する損失填補については，歴史的に見て他の労働災害とは異なる議論も生じてきたのである。

以下，アメリカにおける労働者の放射線被曝問題について問題の所在を明

らかにした後，第1章ならびに第2章では，わが国の原子力損害賠償法にあたるプライス・アンダーソン法が制定される経緯とその法理を紹介する。そして第3章では，同法が労働者に生じた人的損害に対して救済を行う可能性を探る。基本的には公衆被害に対する賠償法たる同法が，いかなる論理を持ち，またどの程度の実効性を持つのかという点を検証し，労働者への適用可能性を分析する。第4章では，州法に基づく普通法上の放射線被害者救済の可能性を探り，もって労働者への適用を検討する。第5章では，労働災害補償法による放射線被曝労働者の補償可能性について，各州法の現状を研究する。そして，終章においては，わが国における放射線被曝労働者の救済法について若干の検討を行う。

なお，特にアメリカを対象とする理由は，第一に，近年新規の発注こそ落ち込んでいるものの，アメリカは今なお原子力発電大国であり，[3] 原子力災害に関連した法整備も世界に先駆けて進んでいること，第二に，わが国の原子力損害賠償法は，アメリカのそれを参考としている部分が多いこと，第三に，アメリカでは原子力事業労働者の人的損害に対する補償・賠償問題について，すでに法的な争いとなっている事例が存在していること，などである。

2．問題の所在

アメリカにおいて，放射線被曝によって身体に悪影響が生じるとの認識が得られるのは，専門家の間においても1917年前後であった。[4] そしてこれが，原子力に関する事故，またそれによって生じるであろう放射線被曝として，一般公衆の間に認識されるようになるのは，原子力計画の始まる1946年，もしくは1954年原子力法制定以降のことである。ところが，この間の時期に，放射線被曝の脅威は社会において大きくクローズアップされることがあった。すなわち，1920年代に入ると，時計の文字盤にラディウムを含む夜光塗料を塗る仕事に従事する労働者が，あいついで放射線障害を訴えるという事件が起こるのである。[5]

一般に「ダイヤル・ペインターズ事件」として総称されるこれらの事件のうち，最も著名なものとして，Laporte v. United States Radium Corporation 事件[6]がある。この事件は，1917年から1918年にかけての約1年半の間，夜光塗料を時計の文字盤に塗る作業に従事していた原告労働者が，退職して12年後にラディウムに起因する壊死の徴候を示したことにより，会社に対して損害賠償を求めたという事件である。申立てそのものは時効により却下されることとなるが，判決は，当時の状況において被告会社は放射線の危険性を認識し得なかったとして，悪質な作業環境[7]に原告をおいた会社の過失を否定する見解を示した。しかし，この種の事件が相次いで起こってきたことから，次第に労働者の放射線障害の問題は社会的に無視しえないこととなってくるのである。とはいえ，当時各州において拡大しつつあった労働災害補償立法が，職業病を対象とするのはかなり後のことである。そこで，多くの被曝労働者は，普通法上の損害賠償訴訟により救済を得ようとするが，これもLaporte 判決同様，時効，被告会社の過失の立証，因果関係の立証等の多くの困難に阻まれ，賠償が認められる事例はごくわずかであった。もっとも，これらの訴訟を通じて，放射線障害の特殊性，また何らかの救済の必要性が認識され始めるようになったことは事実である。

労働者の被曝問題が具体的に意識されるのは，原子炉における核物質の使用によって起こるであろう電離放射線による大量被曝の可能性が認識された後のことであった。例えばコネティカット州では，1957年4月に，労働災害補償と制限法令の観点から，原子力が及ぼすであろう効果を研究する州法制委員会を置き，州議会はその得られた結果を承認した[8]。またその他，イリノイ州原子力研究委員会のように，放射線障害に対する補償を研究するグループも現れてきた[9]。そして1958年に，合衆国労働省基準局（The Bureau of Standards of the United States Department of Labor）が，放射線被曝の危険性のある労働者に対し，各州の労働災害補償法への示唆を与える14の指摘を行った事もあり，その後ほとんどの州が放射線障害に対する様々な対

策を行う事となる。[10] もっとも，これにより放射線関連労働者に対する適切な補償が進んだというわけではない。同疾患の特殊性は，その後も労働者への具体的な補償を阻むこととなるのである。

ここにおいて問題となるのは，原子力事故の際の公衆被害を対象とした補償・賠償立法と労働者の人的被害を対象とした労働者災害補償法との関係であった。つまり，原子力の平和利用を推進するためには必然的に必要とされる公衆への損害賠償立法において，労働者の人的損害はいかに扱われるべきかという点である。州法たる労働者災害補償法が，放射線に関連した労働災害を適切に補償できない段階において，一般公衆への被害を賠償するとの連邦法の存在は，最大の被害者を置き去りにするという矛盾を含む。そして，この矛盾は，労働災害に起因する人的損害については，民事損害賠償を禁じるというほとんどの州法が有する法規定により，さらに加速されることとなるのである。

第1章　プライス・アンダーソン法の制定経緯

1．プライス・アンダーソン法の誕生

アメリカ合衆国は，1946年に原子力の発達・規制および利用を目的として，最初の原子力法を制定した。[11] 同法は，原子力委員会を創設し，主に軍事目的のため，原子力研究を行った。この時期に，原子力委員会はすでに原子力の平和利用の研究開発を行っていたが，1946年原子力法のもとでは，あらゆる特殊核物質は政府が独占的に所有することとされており，民間の参加は禁じられていたため，その研究も地理的に隔離された政府所有の施設で小規模に行われていたのである。[12] 民間の参加を禁じた理由は，特殊核物質の多大な潜在的危険性への恐れとともに，核に対する秘密主義に起因するものであった。[13] ところが1954年になると，一転して民間の核物質の所有，およびその施設の建造を認めるというドラステックな転換を行うこととなる。この法律が，

現在においても原子力に関連する中心的な法である，1954年原子力法[14]である。この政府の大きな転換の理由として，Harold P. Green 教授[15]は，次のような点をあげている。[16] 第一に，この時期までにイギリス，ソ連などは核兵器を所有し，平和利用への開発も進めている等，原子力に関する秘密主義の必要性がなくなってきた。第二に，原子力委員会の研究開発が，原子炉に関する技術を拡大した。第三に，民間企業から原子力の技術開発およびその利用への参加要求が起こってきた。第四に，自由経済のもとで原子力産業だけが取り残されてしまう可能性があった。第五に，各国の原子力エネルギーの平和利用に対する競争に遅れをとることを懸念した。こうした理由により，政府および原子力委員会は，むしろ民間資本の参加を奨励しようとする[17]のであるが，しかしここにおいて重大な障害が生じてくることとなる。すなわち，原子力が潜在的に有している破滅的事故においては，莫大な額となるであろう損害を考慮するため，民間企業は原子力エネルギーの開発利用に参加することを躊躇したのであった。この点の解決のため，1954年に上下合同委員会の委員長である Clinton Anderson 上院議員と Melvin Price 下院議員の共同提出という形をとった法案，いわゆるプライス・アンダーソン法[18]（Price-Anderson Act）が誕生するのである。この法律は，事故時における被害者への賠償金確保を第一の目的としており，[19] ここに至ってやっと原子力事故に対する一般公衆の救済問題が，具体的な立法という形に現れることとなったのである。

こうしてプライス・アンダーソン法は，一面において原子力推進のための企業の安心立法として成立するのであるが，しかしその効果は被害者への賠償の確実化であり，公衆保護として前進したといえるものであった。だがこのプライス・アンダーソン法も，決定的な弱点を持っていた。同法は，5億6千万ドルという異例に高額な賠償金を確保し，事業者のみならず，すべての関係者の責任をもその賠償金によって補填するというすぐれたメカニズムを有している反面，その賠償金を獲得するための要件や理論については一切

規定されていなかったのである。そこで公衆は，結局各州の普通法上の不法行為によってのみ，賠償金の獲得が可能となるのであり，以前不安定な状態に置かれたままであった。同法のこのような点は大いに批判を浴びることとなり，議会に対し，原子力事故の際にはプライス・アンダーソン法による給付がすべての人々に可能となるように，各州法ではなく，厳格責任（strict liability）を規定した連邦法を制定するように要請がなされることとなる。[20]

2．プライス・アンダーソン修正法への移行

そこで1965年にプライス・アンダーソン法を10年間延長することを報告した際，[21] 上下合同委員会は次のような三点についての検討を行った。[22] 第一に，原子力事故に対する州の不法行為法適用に関する問題点についてであり，その賠償手続きは連邦法を基盤とした形に変更すべきか，さらには，そのことから生じる訴訟の統合についての方法を規定すべきかどうか，第二に，州の出訴期限法令は適当であるか否か，第三に，放射線障害の事故における因果関係立証の困難性の問題点について，である。つまり，プライス・アンダーソン法による公衆保護は，架空のものではないという決定を表明することを意図したのである。このことは，プライス・アンダーソン法の二面性，すなわち原子力の推進と公衆保護のうち，後者の面の具体化にやっと着手されたといえるものであった。この問題は，1966年7月にヒアリングが行われ，同年9月に，破滅的な原子力事故の際には絶対責任（absolute liability）[23] により賠償を行うという法案が報告されることとなった。しかしながらこの法案は，より間接的な方法により実現されることとなる。すなわち，提案された法案におけるごとく絶対責任を明言する連邦法の制定は，以下の四つの理由のため，上下合同委員会によって拒否されたのである。第一に，原子力産業だけを取り上げて，絶対責任による賠償を課すというような連邦法規定を作ることは，原子力の発達，利用を抑制する結果となる。第二に，このよう

な方法は，州法への抵触をできる限り押さえようとするプライス・アンダーソン法の原則に反することとなる。第三に，厳格責任の原則は，完全には定義づけられていないため，このような法案のコンセンサスを維持するのは困難であり，さらに連邦不法行為法の創設には，損害，因果関係の立証，州法の効力等に関する考察が必要である。第四に，最も重要な問題として，原子力事業が上下合同委員会の提案したもうひとつの方策の方を望んだのである。

上下合同委員会が選んだ間接的な方法とは，1966年のプライス・アンダーソン法修正時に，n項として挿入された条文に示されるものである。同条文の概要は次のようなものである。「原子力委員会は，原子力による異常な事態（extraordinary nuclear occurrence）が発生した際の措置として，保険契約および国家補償協定に，『抗弁権の放棄』（waiver of defense）の条項を挿入する権限をもち，原子力に責任を有する者が保険ないし国家補償を受けるためには，被告として通常不法行為法制上可能となる抗弁を放棄せねばならない」。この方法を希望した原子力事業者等の意図は，国との契約という形によって賠償問題を解決することにより，政府との提携を深めることにあった。[24] こうしてプライス・アンダーソン法は，1966年修正によって，実効性を伴ったものとされ，公衆保護において前進したものと評価されるのであるが，しかしまだ問題は残されていた。

3．プライス・アンダーソン法の欠陥

その事は，およそ10年後の1977年に，Carolina Environmental Study Group Inc. v. United States Atomic Energy Commission 事件[25]において指摘されることとなる。原告らは，原子力発電所の近隣住民と環境保護団体（CESG），および労働組合であり，被告は原子力規制委員会と，サウスキャロライナおよびノースキャロライナ両州に原子力発電所を建設中のデューク・パワー社（Duke Power Co.）である。原告らは，原発の建設により温排水や定量の放射線の影響を受ける可能性があることを原告適格の理由とし，プ

ライス・アンダーソン法の責任制限規定がなければ原発は建造されなかったとして，プライス・アンダーソン法の違憲宣言を求めるのである。原告らの理論は，プライス・アンダーソン法の賠償額の制限規定が，修正五条のデュープロセス（due process）条項および平等保護条項に違反している，とするものであった。第一審である連邦ノースキャロライナ西部地裁は，原告の請求を全面的に認め，プライス・アンダーソン法の違憲無効を宣言した。同連邦地裁は，まずデュープロセス条項違反について特に次のような三点の理由づけを行った。第一に，原子力事故から起こる生命および財産に対する損害は容易に賠償制限額を越えるものであり，その救済額は，潜在的な損失に対し合理的な関連性を有するものではない。第二に，この低い制限額は，公衆に対する責任として設定されているものである。第三に，事故の発生により潜在的な危険に対する懸念が生じた場合にも，地域住民への給付は行われないこととなる。これらいずれの指摘も，プライス・アンダーソン法の問題点を暴露するものであったといえよう。そしてさらに同連邦地裁は，平等保護条項の違反について次のような指摘を行った。第一に，プライス・アンダーソン法は原子力の推進という社会全体の利益を企図して制定されたものであるが，破滅的な原子力事故が起こった場合には，制限額のために給付を受けられない者もでるため，その一部の者に負担を負わすこととなる。第二に，たまたま放射性物質による危害が及ぶ可能性のある領域に居住したことにより，巨大な原子力事故の危険性にさらされることとなる。第三に，原子力事故被害者は，例えば自動車事故等の他の事故の場合より，不当に過大な立証責任を負わされているものである。第四に，原子炉所有者は，救済されない被災者がいることにより，結果的に不当に保護されることになる。

この事件は，被告等によって合衆国最高裁に上訴されるが，同最高裁は一審判決を破棄し，一転してプライス・アンダーソン法の合憲性を認めることとなる。[26] 理由は，以下のような点にあるとされた。第一に，プライス・アンダーソン法は民間の原子力開発利用を推進するために制定された典型的な経

済法規であり，同法には合憲性の推定が働くため，その制限の不合理性を立証するのは申立人側の責務である。第二に，プライス・アンダーソン法の制限額である5億6千万ドルを越える原子力事故の起こる確率は，専門家によるとほとんど有り得ないとされている[27]事から，この制限がデュープロセス条項に違反しているものとはいえない。第三に，議会は，原子力によって起こされた事態において賠償額が5億6千万ドルを超える場合には，異常な事態の救済条項（extraordinary relief provisions）を定めている。さらに，デュープロセス条項違反に対する反論としては，同法は不法行為法に代わる合理的かつ衡平な救済措置を設定したものであり，同法がなければ事業者側の抗弁権放棄という利益も得られない上，事業者側の支払い能力も不確定なものとなる，としている。また平等保護条項違反については，責任制限に合理性があり，正当な立法目的があることに鑑みると，被害者の取り扱いに相違があることについては正当な理由がある，とする。

この最高裁判決によって，プライス・アンダーソン法は原子力災害に対する公衆保護立法として，その地位を確立したといえるであろう。しかしながら，このことが，同法は合理的でかつ実効性のあるものと結論づけられたわけではなかった。同法は，未だいくつかの大きな問題点を抱えていたのである。

第2章　プライス・アンダーソン法の法理

プライス・アンダーソン法の制定によって，原子力事故による一般公衆の被害については，一定の条件のもとで損害賠償金の獲得が可能となった。つまり1966年プライス・アンダーソン修正法n項における「原子力による異常な事態」と認定された事故の被害者は，原子力事業者の抗弁権放棄の効果として厳格責任法理に則り，事業者の過失の立証を要せず，賠償金を獲得しうることとなったのである。しかしデューク・パワー判決に示されるごとく，

同法は責任制限額を定めており，被害者への完全な賠償を保障しえたものとは言い難い。また事業者の過失の立証は免れても，事故と被害者の人的又は物的損害との因果関係の立証は依然被害者側に留保されており，さらに出訴期限の問題もあるため，実際上賠償金を獲得することはさほど容易ではないと考えられているのである。[28]

1．賠償金の確保策

プライス・アンダーソン法は，原子力事故における被害者救済のための賠償資力の維持を，次の三つの方法によって定めている。[29] 第一に，商業用原子炉の所有者は，その炉の大きさや周辺の環境に基づいた額において，民間保険から賠償のための一定の財源を確保することを求められる。例えば発電用原子炉の場合，電気出力にして10万キロワット以上のものには，その当時における民間保険市場の引受能力の最大額を保持することが求められる。1978年段階におけるこの最大限は，1億4千万ドルであった。[30] 第二の賠償資力保持の方法は，原子力事業者準備金制度（Retrospective Rating Plan）というものである。これは，プライス・アンダーソン法75年修正時に付け加えられた方法であり，第一の賠償資力確保の方法において最大額を求められる被許可者は，必ず参加することを義務づけられている。このプランは，各原子力事業者に対して，最大5百万ドルまでの賠償準備金（deferred premiums）を課し，万が一の事故の際には相互扶助的にそこから支出されるというものである。実際上原子力規制委員会は，大きな原子炉所有者にのみこのプランへの参加を強制しているため，78年時には62の参加者に対して，総計3億1千万ドルが賦課されていた。[31] 第三の方法は，5億ドルを限度とする国家補償を受けるという内容の補償協定を，原子力規制委員会と締結するというものである。しかしプライス・アンダーソン法は，賠償の責任制限額を5億6千万ドルとしていたため，実際には5億ドルの国家補償は必要とはされない。つまり，大きな原子炉を所有する被許可者は，第一の方法，すなわち

民間保険から1億4千万ドル，第二のプランから3億1千万ドルを保持していることとなるため，残りの1億1千万ドルのみが国家補償協定によって維持されていたことになる。[32] そこでもし，原子力事業者準備金制度への参加が84に達した場合は，第一と第二の方法の合計により5億6千万ドルに至ることとなり，政府補償はゼロとなる。[33] この点について原子力規制委員会は，第二のプランがあらゆる状況のもとでも賠償を可能ならしめるものではないことから，補償協定の存続を主張する。[34] しかしながらプライス・アンダーソン法は，このような場合には，賠償資力保持が5億6千万ドルに達しない被許可者に対してのみ，補償協定を要求するものとしている。このことは，そもそも原子力事業者準備金制度が，国家補償を漸次削減する目的をもって創設されたこと[35]を意味するものであった。

2.「原子力による異常な事態」の決定

前述のごとく，プライス・アンダーソン法は，1966年修正によって，異常な事態時には事業者側の抗弁権は放棄されるという形で，被害者に対する手続き的保障を行う法に発展するのであるが，そこで問題となるのは，ある事故が「原子力による異常な事態」であるか否かという決定の基準である。原子力法は，「原子力による異常な事態」を次のように定義している。すなわち，施設内の意図された場所から特殊核物質が放出されたことにより，施設外の人身もしくは財産に実質的な損害を与えるか，また与えるであろうと委員会が判断したものである。[36] このことにより，「原子力による異常な事態」と決定されるためには，二つの要件が必要となるものと理解されている。[37] 第一に，放射性物質もしくは放射能が，実際に施設外に放出されること。第二に，その結果として，人身または財産に実質的な損害を与えるか，もしくは与えそうであること。この実質的な損害の判断に関して，行政規則令はつぎのような3点のいずれかが証明されるものとして，その基準を設けている。[38] 第一に，施設外に居住する5人もしくはそれ以上の人々が，被曝したことに

より特殊核物質等の有毒，爆発性，または他の危険な属性によって身体が毀損され，事件から30日以内に死亡もしくは入院に至ったという，客観的な臨床証拠が示されることである。第二に，事件の結果として，ある者が施設外において25万ドル以上の損害を被るか，または被る可能性のある場合，もしくは事件による全損害額が5百万ドル以上に至るか，又は至る可能性がある場合である。第三に，事件の結果として，50人以上の人々がそれぞれ施設外において5千ドル以上の損害を被るか，又は被る可能性のある場合であり，かつその損害額が総計100万ドル以上となるか，またはなる可能性のある場合である。これらの基準により，原子力規制委員会は，「異常事態」であるか否かの決定を下す。そして下された決定は，最終的かつ絶対的なものであり，他の機関もしくはいかなる裁判所も，この決定を審査する権限を有してはいないとされている。[39] さらにこの「原子力による異常な事態」から生じる訴訟の裁判管轄権は，その事故の起こった地区の連邦地方裁判所に授けられるものとされており，他の連邦もしくは地方裁判所に申立てられた訴訟も，被告または委員会の申立てにより当該連邦地裁へ移管することとされている。[40] また同裁判所は，損害賠償額の配分を決定する権限を有するものとされ，さらにプライス・アンダーソン法の責任制限額の15パーセント以上の支出が行われる場合には，同裁判所の承認を必要とするものとされている。[41]

3．抗弁権放棄条項の効果

このように，プライス・アンダーソン法によって確保された資金から賠償を得ようとする原子力事故被害者は，連邦地方裁判所による判決を勝ち得なければならない。そこで，裁判において被害者を有利な立場に置くことを目的として，抗弁権放棄条項が規定されるのであるが，でははたしてこの抗弁権放棄は，実際上の被害者救済においてどの程度の意味をもつものなのであろうか。言い換えれば，このことにより被害者の賠償金獲得はどれほど容易になったといえるのであろうか。放棄される抗弁権は以下の3つである。[42]

第一に，事業者の過失責任および申立人の寄与過失に対する抗弁，第二に，慈悲もしくは政府の責任免除による抗弁，第三に，出訴期限に関する抗弁，である。

第一の抗弁権が放棄されたことにより，プライス・アンダーソン法は絶対責任を確立したといわれる。しかしながら，このことが，実際上の被害者救済においてどれほどの効果をもつかは疑問であるという指摘もある。[43] つまり絶対責任だけを取り上げれば，各州において普通法上の strict liability の理論が確立されていれば州法上も可能となるものであるし，またそうでなくとも，被許可者の過失に対する抗弁は，事実推定則（res ipsa liquitur）の原則によって克服されうると考えられるからである。[44] また寄与過失の抗弁が放棄されたことに関しても，被害者にとってどれほど有益であるかは疑問とされる。すなわち原子力事故というような事態において，周辺に居住する一般公衆の寄与過失に対する抗弁は，被害者に生じた損害がよほど自主的かつ不合理に被曝したことにより発生したといった事情がない限り，可能とはならないと考えられるからである。[45] もっとも，この第一の抗弁権放棄も，原子力施設へのテロリストの攻撃や核物質輸送の際の事故においては，被害者にとって有益なものと考えられよう。[46] つまりこのような事態において，裁判所が被許可者の安全確保は合理的なものであったと判断した場合には，公衆への賠償はされない可能性があるからである。

第二の抗弁権の放棄は，事故を引き起こした原子力施設が，大学もしくは政府所有である場合には効果を有するであろうが，商業用原子力施設の事故の場合においては，被害者にとって何ら有益なものとはならないであろう。つまり，一般の原子力施設の場合，公共の電力施設においてさえも政府の責任免除は与えられてはいないからである。[47]

第三の出訴期限についての抗弁権放棄規定とは，「申立人が損害に気づいた時，もしくは合理的にみて気づくはずであった日から3年以内に訴訟がなされた場合には，出訴期限法令に関する抗弁権は放棄される。ただし事故か

ら20年以上を経た場合はこの限りではない」というものである。この抗弁権放棄も，放射線障害を受けた原子力事故被害者にとってどれほど有益であるかは問題である。つまり，当該事故によって損害を受けたことが明白である被害者にとっては，各州の出訴期限法によっても申立ては充分可能であろうし，また明白でない被害者にとっては，数年もしくは数十年も遅れて出現する症病等の因果関係を立証することは大変困難であることから，実質的にはこの抗弁権の放棄も無駄なものとなる可能性が高い。さらにこの条項による20年という期限も，放射線に起因するガンなどが20年を超えて出現する可能性もある[48]ことから，未だ問題である。[49]このように，「原子力による異常な事態」時に適用となる抗弁権の放棄も，実際上の被害者救済にはさほど有益なものとはならないのである。

さらにひとつの問題として指摘されることは，原告被害者が損害を軽くする手段をとらなかったことや，原子力事故を引き起こした原告の故意もしくは違法行為に対しての抗弁権は排除されてはいないという点である。[50]前者は損害額の算定時に問題とされる可能性があり，また後者に対しては何らの賠償も与えられないということになりうる。そして最大の問題点は，この抗弁権放棄条項が，原子力によって引き起こされた事態と障害との因果関係の立証については，何らの規定も有していないという点である。[51]すなわち，放射線による障害は多様であり特定することが困難である上，他の要因によっても引き起こされる可能性のある傷病であることも多く，因果関係の立証問題は原子力事故被害者にとって最大の難関となるのである。

注

（1）朝日新聞1999年10月30日朝刊。

（2）現在，損害賠償措置額は1工場もしくは1事業所あたり600億円とされている（原子力損害賠償法第7条）。

（3）現在，アメリカの原子力発電所は107基が稼動しており，イギリスの35基，フランスの56基と比較してもかなり多いといえよう。

（4）E. Blythe Stason, Tort Liability for Radiation Injuries, 12 VANDERBILT L. REV. 1958, P. 95.

（5）Gerald L. Hutton, Workmen's Compensation and Radiation Injury, 12 VANDERBILT

L. REV, 1958, pp. 145-148.

(6) 13 F. Supp. 263 (D. N. J. 1935). なお，X線の障害に関連する多くの判例が，41 A. L. R. 2d 329 (1955) において紹介されている。

(7) 何ら廃棄設備のない工場に，80人に及ぶ女子労働者がいっしょに働いていた。工場内には一定量の放射能を有するほこりが蔓延しており，労働者は呼吸の際，疑いなくそれらを吸入していた，とされている。

(8) Hutton, op. cit., p. 147.

(9) Hutton, op. cit., p. 147.

(10) E. Blythe Stason, Workmen's Compensation for Radiation Injuries in Tennessee, 19 VANDERBILT L. REV, June 1966, p. 581. このうちニューヨーク州やワシントン州などは10の基準に沿っていたが，テネシー州はそのひとつにも沿っていなかった。

(11) Ch. 724, 60 Stat. 755.

(12) Harold P. Green, Nuclear Power; Risk, Liability, and Indemnity, 71 MICHIGAN L. REV. 479, January 1973, p. 479.

(13) Green, op. cit., p. 479.

(14) Ch. 1073, 68 Stat. 919, as amended, 42 U. S. C. 2011-2394, (1981).

(15) Professor of Law, George Washington University National Law Center.

(16) Green, op. cit., pp. 480-481.

(17) 1955年に，原子力委員会（AEC）は，民間施設を援助する目的で，Cooperative Reactor Development Programを始めた。これは私企業に対して，原子力の商業部門，電力利用への参加を導こうとするものであった。

(18) Pub. L. No. 85-256, 71 Stat. 576 (codified at 42 U. S. C. 2210 (1981)).

(19) プライス・アンダーソン法の目的や制度については，下山俊次ほか『未来社会と法・原子力』現代法学全集54（昭51年・筑摩書房）454－460頁においてその概略が説明されている。

(20) Green, op. cit., p. 495.

(21) プライス・アンダーソン法の国家補償条項は10年の時限立法であり，10年ごとに更新されている。法制定から1987年までの延長の経緯については，Jeffrey C. Bodie; Comments The Irradiated Plaintiff; Tort Recovery Outside Price Anderson, 6 ENVIRONMENTAL L. 1976, p. 860を参照。

(22) Green, op. Cit., p. 495.

(23) わが国における無過失責任と同義と理解する。Strict Liability との違いが問題とされようが，Strict Liability は，Rylands v. Fletcher 原則，および the Restatement of Torts の理論によって説明され，主に製造物責任の理論において用いられる語句として理解する。

(24) Green, op. Cit., p. 496.

(25) 431 F. Supp. 203 (W. D. N. C. 1977).

(26) 438 U. S. 59 (1978).

(27) 事故評価としては，1957年および1965年の Brookhaven Report，ならびに1975年の Rasmussen Report がある。その概要については，Brauer, op,. cit., pp. 373-374を参照。

(28) Green, op. cit., pp. 494-495.

(29) 42 U. S. C. 2210 (a) (b) (c) (Supp. V 1975).

(30) Daniel W. Meek, Nuclear Power and the Price-Anderson Act; Promotion Over Public Protection, 30 STANFORD L. REV. 393, 1978, p. 398. なお，核燃料サイクル関連事業者もこの保険による賠償資力の確保を求められるが，この額より少額なものでよいとされている。以上，Meek, op. cit., pp. 399-400.

(31) Meek, op, cit., pp. 402-403.

(32) Meek, op. cit., p. 406.
(33) Meek, op. cit., p. 406.
(34) Meek, op. cit., pp. 406-407.
(35) Meek, op. cit., p. 401.
(36) 42 U. S. C. 2014 (j) (1981).
(37) Bodie, op. cit., p. 864.
(38) 10 C. F. R. 140. 85 (a) (1975).
(39) 42 U. S. C. 2014 (j) (1981).
(40) 42 U. S. C. 2210 (n) (2) (1981).
(41) 42 U. S. C. 2210 (0) (1) (2) (1981).
(42) 42 U. S. C. 2210 (n) (1981).
(43) Meek, op. cit., pp. 410-418.
(44) Meek, op. cit., pp. 411-413.
(45) Meek, op. cit., p. 412.
(46) Meek, op. cit., p. 413.
(47) Meek, op. cit., p. 415.
(48) 専門家によると，放射線に起因するガンの6分の5は，20年以上経た後に出現するとされている，以上，Meek, op. cit., p. 416.
(49) Meek, op. cit., pp. 415-418.
(50) Meek, op. cit., p. 411.
(51) Meek, op. cit., p. 418.